時事新報

第千四百四十九號
明治十九年十二月三日　金曜日
舊丙戌十一月八日（丁、酉）
日出午前六時五十四分　日入午後四時四十五分　月出午後零時十三分　月入午後十一時三十八分　滿潮午前十時二十一分　午後十時四十六分
（西曆一千八百八十六年）

時事新報

學校用教科書

近來文部教育れ部分に說を爲すものあり學校用教科書に適べての書籍中最も其撰を重んず可き等あるに從來其編輯を一個私人の手に任じたるが爲め其中鹵莽取るに足らざるものなきに非ず因てハ自今教科書の編輯ハ一切之を文部省編輯局に引き纏め局の全力を注で良教科書を精撰そべし云々と主張せし由あるが結局文部の筋に於ては著述編輯に官民公私を區別する筈なけきば教科書は一般人の自由に編輯するに任せ其學校用に適そるや否は文部省檢定官の檢査に由て之を定むることとなし編輯に衆智を要し將た許多れ材料を要えて一個私人の容易に手を下す能はざるものは文部省の手を以て之を編輯そるやうの運びに至りたりと云ふ甚だ穩當なる處置あるが如し又今回文部教育の部分にて右等の評定あるに際し廣く良教科書を得る其奬勵方と去て懸賞れ法を採用しては如何との說もありて遂に之を採用するに決したりと云ふ扨て此懸賞法は如何ある手續を以て施行せんとそるにや文部省は近來世上に流行する彼の點取文の法に倣ひ例へば今般學校用歷史或は地理書の最も適當なるものを要するに就き恰好れ書を編輯したるものには何千何百圓の賞金と與ふ可し云々の旨を告示そるの見込あるや我輩未だ其邊の詳細を聞かずと雖ども懸賞法と以て廣く良教科書と得んと欲せむ其懸賞を一時一教科書に限らむ何人の編輯、何種の教科書を問はず文部省にて檢定の上果去て最良の教科書ならんには一は編輯者の勞を慰め一は世上其向れの人の奬勵の爲めに相當の賞と與ふ可えなり先年れ事なり學士會院にて世に良著譯書れ出づるを促がす爲め世上一般の著譯書を檢定えて其良否を品第え中に就て其最も優等なるものを褒賞えてハ如何との說あり當時我輩ハ其書籍を寡せざるには非ざれとも廣き世間一般の書籍を檢定するには其煩勞中々容易ならざる可しと信えたるが故に深く之を賛成する能はざりしが學校用教科書の如きは兎ニ角一應文部檢定官の檢査と經べえものなれば檢定官れ目と以て其良否精粗を見分け其中最良の者を賞するハ敢て難事に非ざるべし斯くて臨時一教科書に懸賞そるの引き替へ苟も良教科書と編輯するものは何時にても其勞に酬ゆるもれあるとすれば間斷なく教科書編輯者と奬勵そるの姿にて廣く良教科書の出づるを促す可きなり文部教育の向きの人は果して我輩と同見なりや否

學問れ實ニ官私の別なし

今般勅令第七十三號と以て去る明治十六年十二月ニ布告したる徵兵令集例條を改正追加したる其中に文部大臣に於て官立府縣立學校と同等と認めたる學校は徵兵令ニ對して之と同樣の特典を得との追加あり左すれば今後文部大臣が官立府縣立學校と同等ありと認むるに於ては縱令ひ私立學校ニても徵集猶豫其他の特典に與かることあらん元來官立府縣立學校に右等の特典を與へたるは國家學問を重んずるの深意ある可きに其特典の之れを彼等の私立學校に及ばざりしは學問の重きに官私を區別そるものにして事の公平あるものとは云ふ可らざるが如し且つ今日の實際に於て丁年近れ學生中實は某私立學校に入りたきれ志願なれども其身分年齡と顧みて枉げて官立府縣立學校に入るもれあり或は家に許多れ資產ありて退くは其所得の學力を以て之と利用すべれの地位に立ちながら一時の窮策に師範學校に入りて幾年間小學教員たるれ責任と負ふが如れものもあれに非ず國家學問を重んずるれ精神より見れば甚だ遺憾なる事共なり、日本全國官立府縣立學校を押去なべて何等の特典なくんば已む、苟も一方に特典あれば一樣平等其特典を一般に及ぼさゞる可らず然るに今や右の追加あるに逢ひ官立府縣立學校と同等ある私立學校れ學生は今後安んえて其學業を修むることを得、名正去く事順に國家學問を重んずるの精神は官私一般に貫徹して世間幾多の學生輩も枉げて其學問の方向を誤るが如れとなかる可し我輩れ甚ざ喜ぶ所なり

官報

○勅令

朕集治監官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治十九年十二月一日
內閣總理大臣伯爵伊藤博文
內務大臣伯爵山縣有朋

勅令第七十七號

集治監官制

第一條　集治監ニ左ノ職員ヲ置ク
典獄　副典獄　書記　看守長　監獄醫

第二條　典獄一人奏任三等又ハ四等トス內務大臣ノ指揮監督ヲ受ケ監獄ノ事務ヲ管理ス○第三條　典獄ハ所屬ノ官吏ヲ統督シ判任官ノ進退ハ內務大臣ニ具狀シ看守以下ハ之ヲ專行ス○第四條　典獄ハ內務大臣ニ具狀シテ判任官ノ定員ヲ設ケ及ヒ臨時ノ須要ニ由リ判任官定員ノ外ニ俸給豫算定額內ニ於テ雇員ヲ使用スルコトヲ得○第五條　典獄ハ每會計年度末ニ於テ判任官以下使用ノ狀況ヲ具ヘ臨時須要ニ由リ使用シタル雇員ノ日數及ヒ金額ヲ細分統計シ內務大臣ニ報告スヘシ○第六條　典獄ハ一周年末ニ其監ノ豫算定額內ニ於テ判任官以下特別勤勞アル者ヲ賞與スルコトヲ得其判任官ニ係ルモノハ內務大臣ニ具狀シ看守以下ニ係ルモノハ之ヲ專行ス○第七條　典獄ハ法律命令ノ定ムル所ニ從ヒ所屬官吏ヲ懲戒ス其判任官ニ係ルモノハ內務大臣ニ具狀シ看守以下ハ之ヲ專行ス○第八條　典獄ハ內務大臣ノ認可ヲ經テ處務細則ヲ定ムルコトヲ得○第九條　副典獄一人判任一等トス典獄ノ事務ヲ佐ク典獄事故アルトキハ內務大臣ノ命ニ依リ其事務ヲ代理ス○第十條　書記ハ判任トス二等ヨリ十等ニ至ル典獄ノ命ヲ受ケ書記簿記計算ヲ掌ル○第十一條　看守長ハ判任トス二等ヨリ十等ニ至ル典獄ノ命ヲ受ケ監獄ヲ戒護シ看守ヲ指揮ス○第十二條　監獄醫ハ判任トス二等ヨリ十等ニ至ル典獄ノ命ヲ受ケ監獄ニ係ル醫務ニ從事ス○第十三條　看守ニ係ル規程ハ別ニ定ムル所ニ依ル○第十四條　集治監ノ事務ヲ分掌スル爲メ庶務課、看守課、工役課、會計課及ヒ醫務所ヲ置ク○第十五條　各課ニ課長一人醫務所ニ所長一人ヲ置ク、庶務工役會計課長ハ書記、看守課長ハ看守長、醫務所長ハ監獄醫ヲ以テ之ニ充ツ○第十六條　課長所長ハ典獄ノ命ヲ受ケ主務ヲ處理ス○第十七條　庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル、一　諸官廳其他往復文書ノ授受發送ニ關スル事、二　監獄ニ係ル公文書類ヲ保存スル事、三　監獄ノ構造方法ニ關スル事、四　囚徒ノ出入ニ關スル事、五　囚徒ノ名籍並ニ刑期ヲ調査スル事、六　囚徒ノ[illegible]所ニ關スル事、七　囚徒ノ貸物領置ニ關スル事、八　給與品及ヒ差入品ニ關スル事、九　教誨並ニ衛生ニ關スル事、十　特赦及ヒ假出獄免幽閉ニ關スル事、十一　監獄ニ關スル統計表ヲ調製スル事、十二　監獄ニ係ル事務ニシテ他課ノ主管ニ屬セサル事○第十八條　看守課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル、一　囚徒ノ戒護ニ關スル事、二　囚徒ノ書信接見ニ關スル事、三　囚徒ノ疾病死亡逃走ニ關スル事、四　囚徒ノ賞罰ニ關スル事、五　囚徒ノ行狀錄ヲ調製スル事、六　囚徒ノ作業ヲ督勵スル事、七　囚徒ノ願訴ヲ受付スル事○第十九條　工役課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル、一　工業ニ關スル事、二　服役囚徒ノ科程並ニ工錢ヲ定ムル事、三　工業ニ要スル器具材料ヲ調査スル事、四　製作物品ヲ審査スル事○第二十條　會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル、一　經費ノ豫算決算ニ關スル事、二　金錢物品ノ出納ニ關スル事、三　囚徒ノ工錢給與ニ關スル事、四　製作品ノ販賣ニ關スル事、五　監獄一切ノ需用品ヲ供給スル事、六　監獄ノ建物其他ノ財產ヲ保管スル事○第二十一條　醫務所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル、一　囚徒ノ疾病診察治療及ヒ藥劑ニ關スル事

○閣令第三十三號

假留監官制ハ勅令第七十七號集治監官制ニ準據スヘシ

明治十九年十二月一日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文

○大藏省令第三十三號

明治十九年四月大藏省令第十六號造幣規則第十三條左ノ通改正ス

明治十九年十二月二日　大藏大臣伯爵松方正義

第十三條　金銀地金額ヲ大坂本局ニ輸入シテ東京又ハ橫濱ニ於テ代リ貨幣拂渡ヲ望ムモノ又ハ東京出張所ニ輸入シテ東京橫濱又ハ大坂神戶ニ於テ其拂渡ヲ望ムモノハ其運賃保險料ノ割合ハ實費ニ基キ大藏大臣時々之ヲ定メ告示スヘシ

○司法省令甲第四號

登記所ノ位置及管轄區域別表ノ通之ヲ定ム（別表略ス）

明治十九年十二月二日　司法大臣伯爵山田顯義

○內務省告示第三十三號

左ノ地方ハ虎列剌病流行地ヲ解除ス

大阪府

明治十九年十二月二日　內務大臣伯爵山縣有朋

○大藏省告示第百十三號

造幣規則第十三條金銀地金ノ類ヲ東京出張所ニ輸入シ第十條ニ揭示セル代リ貨幣拂渡場所ノ內何レノ場所ニ於テ拂渡ヲ望ムモ運賃保險料ハ左ノ割合ヲ以テ納ムヘシ

運賃保險料　成貨百圓ニ付　金三十二錢五厘

明治十九年十二月二日　大藏大臣伯爵松方正義

○大藏省告示第百十四號

大阪府下大阪第百三十國立銀行ノ儀明治十九年十二月一日ヲ以テ愛知縣下尾張國名古屋區本町五丁目乙第五十番邸ニ支店ヲ設置ス

明治十九年十二月二日　大藏大臣伯爵松方正義

○軍艦發着　扶桑艦門司艦は昨一日午後一時橫須賀出艦、天城艦は去月二十九日尾張灣に向ひ橫須賀出艦、金剛艦は同月二十八日橫須賀出艦同日橫須賀に着艦せり

（以上本年十二月二日官報）

雜報

○米國內地巡遊日誌

拜啓小生共は昨年來桑港へ在留罷在り專ら開明國の現況及び其開明に依て來る所とを探窮するもれに有之嚮て從來の實見に依り桑港の現況と併せて其開明の依て來る所の端緖を窺知すると得たりと雖內地の有樣に至りては小生等の未だ探知せざる處あるのみならず此亞米利加國に在留する幾多れ日本人の內未だ內地を巡視せえもれを承り不申候其開明の現況及び其原因と探らんが爲め之を都府市街に求むるは恰も山林に入りて魚を漁せんとすると一般決して望むべからざることと愚考致候都府市街は內地の影響れるを其陰に於て陽を探らんとする豈得べくんや是に於て小生共大に感と起え內地巡遊を思立ち僅に麵包を購ふの代に過ぎざる旅費と携へ決然桑港と發足せえハ客月十四日のことに有之爾後行々小生等が實地見聞せしものと筆記せしもの即ち此紀行に御座候素より旅寓の夕に其日の見聞を綴りしとにて小生等が後日の記臆に備ふるに過ぎざれば貴重の紙面を借用え大方れ高覽を仰ぐに足らずと雖ども我國に在て亞米利加文明の現況と其原因を知らんとを欲するものに向ては幾何かの裨益も可有之りと存え記事の体裁をも修飾せず單に筆記れ儘と謄寫えて先づ今日迄れもの